

西武文理大学 障害学生支援規程

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、西武文理大学（以下「本学」という。）における障害学生支援に関する基本方針に即して障害学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他の心身の機能の障害、病弱があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(責務)

第3条 学長は、障害のある学生に対し不当な差別的取扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障害学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

- 2 学長は、前項の目的の達成のため、本学に障害学生支援委員会及び学生サポートルームを置く。
- 3 学部長は、当該部局において障害のある学生に対し不当な差別的取扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、障害学生支援委員会が定めた具体的支援を実施しなければならない。
- 4 教職員は、当該部局において障害のある学生に対し不当な差別的取扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、障害学生支援委員会が定めた具体的支援の実施及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

(支援の申出)

第4条 障害のある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申出することができる。

- 2 支援の申出は、学生サポートルームが受理し、学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行ない、障害学生支援委員会に報告しなければならない。

(支援計画の策定)

第5条 障害学生支援委員会は、学生の支援の申出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、関係各部局と協議し、個別の支援計画を策定する。

(合意の形成)

第6条 支援計画は当該学生の合意を得て決定する。障害学生支援委員会は、当該学生に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

(具体的支援の実施体制)

第7条 具体的支援は、障害のある学生が所属する部局（学部等）が、主たる責任を持って実施する。

2 学生サポートルームは、具体的支援の実施に当たって、専門部署として、申し出や問合せ、相談等に対応し、関連教職員と連携・協力して実務等を行なう。
(相談対応)

第8条 学生サポートルームは、具体的支援が円滑かつ継続的に行なわれるよう、障害学生及び支援スタッフからの相談に的確に応じ、具体的支援の課題の解決に努めなければならない。

(支援に係る事務)

第9条 具体的支援に係る事務は、学生サポートルーム及び、障害のある学生が所属する部局（学部等）の教学課において処理する。

(秘密保持義務)

第10条 障害学生支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障害のある学生及び障害学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(雑則)

第11条 障害学生支援委員会の委員構成及び所轄する事項等については別に定める。

第12条 この規程の改廃は、全学教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、令和1年2月15日から施行する。
- 2 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和7年4月1日から施行する。